

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則をここに公布する。

平成19年1月17日

新潟市人事委員会委員長 丸山 正

新潟市人事委員会規則第25号

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第52条第4項の規定に基づき法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

(組織の改廃等についての通知)

第3条 任命権者は、別表の左欄に掲げる機関の改廃があったとき、又は同表の右欄に掲げる職若しくはこれに相当すると認められる職について改廃若しくは新設があったときは、速やかにその旨を人事委員会に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年1月11日から適用する。

別表(第2条関係)

機関		職
本庁	議会事務局	局長, 次長, 課長, 課長補佐
	市長部局	局長, 部長, 担当部長, 副収入役, 局及び部に置かれる室の室長, 課長, 担当課長, 課長補佐, 室長補佐, 課に置かれる室の室長

		<p>政策推進室市政創造推進課の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>政策推進室秘書課の秘書係長及び秘書担当の主事</p> <p>総務局総務部総務課の行政組織係長</p> <p>総務局総務部行政経営課の行政経営係長及び法務係長</p> <p>総務局総務部人事課の人事係長，給与係長及び安全衛生係長並びに人事，給与及び服務担当の主事（企画に関する事務を行う者に限る。）並びに職員団体担当の主事及び主事補</p> <p>企画財政局企画部計画調整課の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>企画財政局企画部企画課の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>企画財政局企画部政令指定都市推進課の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>企画財政局財政部財政課の係長</p> <p>企画財政局財政部管財課の庁舎管理係長</p> <p>都市整備局都市計画部新潟駅周辺整備事務所の所長及び所長補佐</p> <p>会計課の係長</p> <p>市民病院の院長，副院長，教育研修部長，医療情報部長，医療管理部長，地域医療部長，</p>
--	--	--

		診療部長，中央手術部長，救命救急センター長，新生児医療センター長，看護部長，薬剤部長，医療技術部長，診療部の科部長，教育研修部教育研修室長，医療情報部の室長，医療管理部の室長，地域医療部の室長，診療部の室長，救命救急センター副センター長，新生児医療センター副センター長，看護部副部長，薬剤部副部長及び医療技術部の科長 市民病院事務局の局長，局次長，課長及び課長補佐
	教育委員会事務局	教育長，部長，課長，課長補佐，課に置かれる室の室長
		総務課の総務係長及び職員係長 学校指導課の庶務係長，総括管理主事，総括指導主事，管理主事
	選挙管理委員会事務局	局長，次長
	監査委員事務局	局長，次長
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹，主査並びに企画に関する事務を担当する副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長，次長
本庁以外の機関	埋蔵文化財センター	所長
	美術館	館長
	新津美術館	館長，課長
	しろね大風と歴史の館	館長，副館長

	中之口先人館	館長
	東京事務所	所長
	消費生活センター	所長
	地区事務所	所長，次長
	連絡所	主任
	ふるまち行政サービス コーナー	所長
	パスポートセンター	所長
	中央卸売市場	場長，課長，課長補佐
	福祉事務所	所長，課長，課長補佐
	大山台高齢者福祉セン ター	所長
	保育園	園長
	児童館	館長
	母子生活支援施設さつ き荘	所長
	明生園	園長
	知的障害者デイサービ スセンター	所長
	ひしのみ園	園長
	園芸センター	所長
	こども相談センター	所長
	保健所	所長，次長，課長，課長補佐
	食品環境センター	所長

地域保健福祉センター	所長
衛生試験所	所長，次長，課長，課長補佐
食肉衛生検査所	所長，所長補佐
青山斎場	場長
白根環境事業所	所長，次長
資源再生センター	所長
清掃センター	所長，所長補佐
処分地管理事務所	所長
土木事務所	所長，課長，課長補佐
下水道管理センター	所長，次長，次長補佐
下水処理場	場長
支所	支所長，次長，課長，課長補佐，課に置かれる室の室長（新津支所，白根支所及び豊栄支所にあっては，これらの職のほか，総務課の総務係長及び管理財務係長）
地域保健センター	所長
新津クリーンセンター	所長
豊栄博物館	館長
早通出張所	所長
コミュニティセンター	所長
児童センター	所長
水の駅「ビュー福島 潟」	館長
在宅介護支援センター	所長

巻	
幼稚園	園長，教頭
小学校	校長，教頭
中学校	校長，教頭
高等学校	校長，教頭，定時制主事，事務長
養護学校	校長，教頭
生涯学習センター	所長，次長，次長補佐
中央公民館	館長，館長補佐
地区公民館	館長
図書館	館長，館長補佐
総合教育センター	所長，所長補佐
教育相談センター	所長
万代市民会館	館長
西新潟市民会館	館長
教育事務所	所長，課長，課長補佐
学校給食センター	所長（白根学校給食センター及び大鷲学校給食センターにあっては，所長，所長補佐）
新津B & G海洋センター	所長
白根学習館	館長
豊栄教育相談室	室長
豊栄総合体育館	館長
潟東ゆう学館	館長

備考

- 1 本庁の項中「市長部局」とは、新潟市行政組織規則（昭和51年新潟市規則第15号。以下「組織規則」という。）第4条に規定する機関をいう。
- 2 本庁の項中「課長補佐」、「室長補佐」及び本庁以外の機関の項中「次長」、「課長補佐」、「所長補佐」とは、2人以上の課長補佐、室長補佐、次長又は所長補佐を置く課、室又は所にあつては、組織規則第58条第4項並びに第65条第10項及び第67条第2項の規定によるその者の職務の分担が、人事、給与、服務等（労働関係をいう。）に関する事務以外の事務又は技術に限られる者を除いた者をいう。
- 3 本庁の項中「秘書担当の主事」とは、市長又は助役と必要に応じて行動を共にし、その行動計画の作成又は整理についての事務を担当する主事に限る。
- 4 本庁の項中「企画に関する事務を行う者」とは、人事、給与、服務に係る条例、規則、規程その他重要な事項についての企画、立案に関する事務を担当する者をいい、「職員団体担当の主事及び主事補」とは、職員団体との連絡、調整等の事務を担当する主事及び主事補をいう。
- 5 本庁の項中「市長が特に命じた主査」とは、組織規則第58条の3第1項に規定する主査をいう。
- 6 本庁以外の機関の項中「福祉事務所」とは、福祉事務所の出張所を除く福祉事務所をいう。